

令和3年度 健康食品試買調査結果
(令和4年3月29日現在)

1 実施期間

令和3年5月から令和4年3月まで

2 調査対象

法令違反の可能性が高いと思われる126品目を調査した。

健康食品売場等の販売店で購入した46製品、インターネット等の通信販売で購入した80製品を対象とした。

3 表示・広告検査結果

【食品の表示・広告に関する主な規定事項】

食品表示法：食品表示基準（品質事項・衛生事項・保健事項・その他）の遵守

食品衛生法：食品、添加物等基準の遵守

健康増進法：健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）：医薬品的効能効果等の標ぼうの禁止

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）：優良誤認、有利誤認等不当表示の禁止

特定商取引法（特定商取引に関する法律）：広告規制の遵守

表1 購入方法別品目数内訳

製品群	全体		販売店購入品目		インターネット等購入品目	
	購入品目数	違反等品目数※	購入品目数	違反等品目数※	購入品目数	違反等品目数※
美白、美容、美肌	20	16	7	3	13	13
痛み・炎症の緩和	7	5	3	1	4	4
骨・筋力サポート	5	4	3	2	2	2
ダイエット効果	16	15	2	2	14	13
抗糖化・エイジングケア	14	11	4	1	10	10
男性機能向上	20	17	10	8	10	9
女性向け	4	3	2	1	2	2
免疫力増強	15	9	6	0	9	9
脳機能改善	5	5	3	3	2	2
育毛・発毛	6	5	1	0	5	5
健康茶	6	5	3	2	3	3
視力回復	5	4	1	0	4	4
その他	3	3	1	1	2	2
合計	126	102	46	24	80	78

※ 違反等品目数：いずれかの法令に違反又は違反の疑いのある品目数

表2 法令別違反又は違反の疑いの品目数の内訳

製品群	違反又は違反の疑いのある品目数	法令別の内訳※								
		食品表示法				食品衛生法	健康増進法	医薬品医療機器等法	景品表示法	特定商取引法
		品質事項	衛生事項	保健事項	その他					
美白、美容、美肌	16	2	7	5	0	0	1	13	6	5
痛み・炎症の緩和	5	1	5	0	0	0	0	4	2	1
骨・筋力サポート	4	0	2	2	0	0	0	2	0	2
ダイエット効果	15	0	4	0	0	0	0	15	4	2
抗糖化・エイジングケア	11	2	6	3	0	0	0	9	7	3
男性機能向上	17	2	6	5	0	0	0	5	2	6
女性向け	3	0	1	1	0	0	0	2	0	0
免疫力増強	9	1	6	2	0	0	1	8	1	4
脳機能系	5	1	3	1	0	1	0	5	0	0
育毛・発毛	5	0	0	1	0	0	0	5	3	2
健康茶	5	0	0	3	0	0	2	4	0	0
視力回復	4	0	3	2	0	0	0	3	1	0
その他	3	2	1	1	0	0	0	3	1	0
合計	102	11	44	26	0	1	4	78	27	25

※ 複数の法令に違反又は違反の疑いのあるものは、各々計上しているため、各製品群の法令別内訳の合計は、違反又は違反の疑いのある品目数とは一致しない。

表3 法令で義務付けられている表示にかかる不適正な事例

【食品表示法上、容器包装の表示にかかる不適正な事例】

- ・原材料と添加物が明確に区分されていなかった。
食品衛生法で既存添加物とされている物質を、原材料に混在して表示していた。
- ・表示が欠落していた。
容器包装に邦文表示がなかった。
- ・一括表示が正しく表示されていなかった。
食品表示基準で定められた別記様式を用いた表示がされていなかった。
- ・添加物が正しく表示されていなかった。
物質名のみが記載されており、用途名である「着色料」が併記されていなかった。
- ・製造所又は加工所の情報が正しく表示されていなかった。
表示内容に責任を有する「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」は表示されていたが、「製造所又は加工所の所在地及び氏名又は名称」が欠落していた。
- ・栄養成分表示の任意表示事項が正しく表示されていなかった。
容器包装に「ナイアシン」「葉酸」の表示があるにもかかわらず、栄養成分表示に「ナイアシン」と「葉酸」の表示がなかった。
- ・栄養機能食品の必要表示事項が欠落していた。
「栄養成分の機能」、「摂取する上での注意事項」の表示がされていなかった。

【特定商取引法上、通信販売広告の表示にかかる不適正な事例】

- ・「申込み最終確認画面」に返品に関する事項が表示されていなかった。
返品に関する事項（返品の可否、返品の期間等の条件、返品送料の負担の有無など）が、「申込みの最終確認画面」に表示されていなかった。
- ・定期購入の場合の表示事項が明瞭に表示されていなかった。
購入者から解約の通知がない限り継続される無期限の契約である旨や、2回目送付分以降の商品の価格、送料などが表示されていなかった。

表4 製品についての不適正な表示・広告の事例

【健康増進法上、健康保持増進効果等の虚偽誇大表示に該当するおそれのある表示の事例】

・著しく事実に相違する又は人を誤認させるおそれのある表示

スリムな女性のイラストとともに商品説明として、「酵素のパワーで消化と代謝を促進 脂肪を溜めない!」、「解毒作用」、お客様の声として「約半年間で〇kgの減量に成功」「食事制限一切なし」等と表示し、消費者があたかも当該商品を摂取するだけで痩身効果が得られるような誤認を招くおそれのある表示。(これら文言だけでなく、写真なども含めた表示全体から判断)

【景品表示法上、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を阻害するおそれのある表示の事例】

・優良誤認に該当するおそれのある表示

「美味しく食べて楽々ダイエット」等の効果を裏付ける合理的根拠がないおそれのある表示や「リピート率No.1」等と客観的な実証のないおそれのある表示をし、商品が他社の商品よりも優れているかのように消費者の誤認を招くおそれのある表示

【医薬品医療機器等法上、医薬品とみなす標ぼうの事例】

医薬品として承認を得たものではないにもかかわらず、以下のような医薬品的効能効果を標ぼうしていた。

・疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

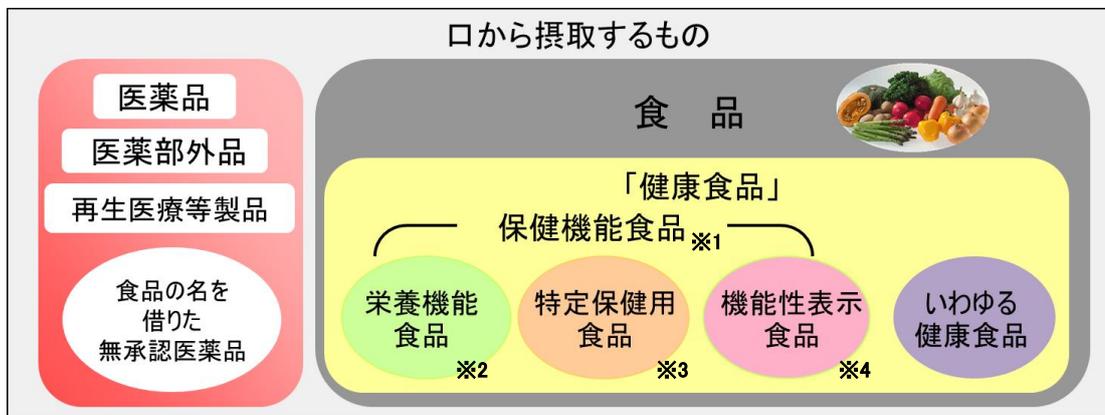
「心筋機能の正常化」「うつ症状を改善」「高血圧の緩和」「月経前症候群の症状の緩和」「骨粗しょう症の予防」「風邪予防」「歯周病予防」「がん予防」「白内障、緑内障、加齢黄斑変性の予防」「結石の予防と除去」

・身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果

「血中コレステロール分解」「フリーラジカルの活動抑制」「薄毛改善」「育毛」「脂肪代謝改善」「抗炎症作用」「免疫力アップ」「強心作用」「放射性物質の排出を促進」「尿酸排泄」

※以上の事例は、紹介している法令以外の他法令にも抵触する可能性があります。

<参考 「健康食品」の位置付け>



● 食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品医療機器等法に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品はこれを含まない。(食品衛生法第4条第1項)

※1 保健機能食品

国が定めた安全性や有効性に関する基準など一定の条件を満たした食品をいい、国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」及び「機能性表示食品」に分類される。

※2 栄養機能食品

健康の維持等に必要なたんぱく質(ミネラル、ビタミン等)の補給を主な目的とし、定められた基準に従った表示が必要だが、国の審査・許可を受ける必要はない食品

※3 特定保健用食品

食品の持つ特定の保健の用途を表示し、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受けた食品

※4 機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品(販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届けられたものであるが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。)